

各 位

会社名 GCA株式会社
代表者名 代表取締役 渡辺 章博
(コード番号:2174 東証1部)
問合せ先 I R 室リーダー 加藤 雅也
(TEL. 03-6212-7100)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、2016年5月9日付プレスリリース「欧州M&Aアドバイザリーファームとの経営統合に関するお知らせ」に記載のとおり、GCA Altium Corporate Finance Group Limitedの取締役、執行役員および使用人（以下「役職員」）に対し、以下の通り「RSU-3新株予約権」を発行することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

I. 新株予約権を発行する目的

当社の役職員の中長期的な業績や企業価値の向上に対する貢献意欲及び士気を一層高めることを目的として、当社の役職員に対し株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行するものであります。

II. RSU-3新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権（RSU-3新株予約権をいう。以下、本発行要領において同じ。）の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、本発行要領において「付与株式数」という。）は、100株とする。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権の1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値、株価変動率（年率）、配当利回り（年率）、無リスク利子率（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額、予想残存期間、行使の条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定されるものとする。なお、当社は新株予約権者に対して、新株予約権の払込金額に相当する金銭報酬を支給し、新株予約権者は、金銭の払込みに

代えて、当社に対して有する当該報酬債権と払込債務とを相殺する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は 1 円とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、本発行要領において「行使期間」という。）は、2017 年 2 月 23 日から 2026 年 3 月 8 日までとする。

(5) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

- 1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 1) 記載の資本金等増加限度額から、上記 1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- 1) 本新株予約権の新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）は、当社の 2016 年 12 月期乃至 2019 年 12 月期のいずれかの事業年度における連結ベースの営業利益に株式報酬費用を加算した金額が 32 億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。
なお、各事業年度における連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した 2016 年 12 月期乃至 2019 年 12 月期にかかる各有価証券報告書の連結計算書類に営業利益として記載される数値（当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値）をいうものとする。
- 2) 上記 1) の条件を充たした場合に、本新株予約権者が、以下のア乃至エに掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該ア乃至エの規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
ア 2017 年 2 月 23 日から 2018 年 2 月 22 日までは、割り当てられた本新株予約権の数の 25%
イ 2018 年 2 月 23 日から 2019 年 2 月 22 日までは、上記アに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて割り当てられた本新株予約権の数の 50%
ウ 2019 年 2 月 23 日から 2020 年 2 月 22 日までは、上記アおよびイに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて割り当てられた本新株予約権の数の 75%
エ 2020 年 2 月 23 日から 2026 年 3 月 8 日までは、割り当てられた本新株予約権の数の全部
- 3) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、執行役員または使用人の地位をいずれも有しない場合には、本新株予約権を行使できないものとする。
- 4) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より 1 年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- 5) 上記 4) の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より 1 年間経過した後も、行使期間満了日までは、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる

できる。

- 6) 上記 4) および 5) に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。
- 7) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
- 8) 本新株予約権者は、以下のア乃至キに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - ア 本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人等である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
 - イ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第 331 条第 1 項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
 - ウ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第 356 条第 1 項第 1 号に規定する競業取引を行った場合
 - エ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第 356 条第 1 項第 2 号または第 3 号に規定する利益相反取引を行った場合
 - オ 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - カ 当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

(8) 当社が新株予約権を取得することができる事由

- 1) 新株予約権を割り当てる日から 2020 年 3 月 8 日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも割当日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の 50% に相当する金額を下回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- 3) 本新株予約権者が、上記(7)の規定により、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなつたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- 4) 当社が会社法第 171 条第 1 項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- 2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。
- 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに上記 3) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- 5) 新株予約権を行使することができる期間
上記(4)に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(4)に定める行使期間の満了日までとする。
- 6) 新株予約権の行使の条件
上記(7)に準じて決定する。
- 7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記(5)に準じて決定する。
- 8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- 9) 新株予約権の取得条項
上記(8)に準じて決定する。
- 10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
本(9)に準じて決定する。
- 11) 新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(10) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

本新株予約権を使用した本新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

2. 新株予約権の数

8,737 個

3. 新株予約権の割当日

2016 年 10 月 11 日

4. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社子会社の取締役、執行役員および使用人 28 名に対し 8,737 個

なお、上記対象となる者の人数は本お知らせ提出時の予定人数です。また、上記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり減少することがあります。

5. その他

上記各号のほか、新株予約権に関して必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上